

## 杉並区ひきこもり支援推進事業業務公募型プロポーザル「質問と回答」

杉並区ひきこもり支援推進事業業務公募型プロポーザルに係る質問について、以下のとおり回答致します。

	該当資料	頁	項目	質問内容	回答
1	別紙1 業務内容説明書	2	6(1)ウ	(対面相談 実施回数 月2回) 概ね1回1時間と考えてますと、1回4時間の中で、多くて3人が対面相談が出来ることになり、月2回ですと、6回くらいが出来るのであればよろしいでしょうか。	厳密に回数は定めておりませんが、1件につき対応時間1時間として1日最大4件、月8件程度の相談ができると想定しております。
2	別紙1 業務内容説明書	2	6(1)エ	出張による相談 とは、具体的にどんな内容を出張というのか、お教えてください。	家庭以外の場所、例えば公共施設内(区役所、公園、図書館等)やカフェやファミリーレストラン等を想定しています。なお、施設等利用に掛かる費用については委託費の中で対応していただきます。
3	別紙1 業務内容説明書	3	6(3)ア	専用のウェブサイト立ち上げは、乙ホームページ内に入れるのではなく、全く独立した形で立ち上げるということでしょうか。杉並区のホームページとリンクするのでしょうか。	独立したウェブサイトを作成していただき区の公式ホームページからリンクをします。
4	別紙1 業務内容説明書	3	6(4)ア	サポーター養成講座、住民向け講演会、職員向け研修・説明会の中で、サポーター養成講座のみ、隔月6回とあります。全体の普及啓発を考えて、どこに重き置くか等も考慮して全体の回数を考えていくことは、可能でしょうか。	サポーター養成講座については、地域課が実施しているすぎなみ地域大学の中で6回実施することとしています。他、住民向け講演会、職員向け研修会等については、何回実施していくかは協議の上決定いたします。
5	別紙1 業務内容説明書	3	6(4)イ	紙での印刷は、乙がするのでしょうか。それとも、杉並区が印刷していただけるのでしょうか。	印刷は事業者側で行っていただきます。

	該当資料	頁	項目	質問内容	回答
6	別紙1 業務内容説明書	6	10(1)ア	文字のみに限定ということは、写真・スタンプは禁止という理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
7	別紙2 個人情報に係る特記仕様書	1	1(8)②	個人情報に関する研修については、杉並区の個人情報に関して、例えば杉並区のご担当者様に研修をご依頼すれば、お受けいただけるのでしょうか。或いは、ご紹介いただけるのでしょうか。	研修は区の「個人情報に係る特記仕様書」及び「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」の内容を踏まえて事業者側で実施していただきます。
8	別紙1 業務内容説明書	2	6(2) 6(4) 6(5) 6(6)	(2)居場所づくり事業 (4)ひきこもりに関する普及啓発事業 (5)当事者会・家族会に関する事業 (6)地域における連携ネットワークの構築と多様な社会参加の場の提供 の各事業につきまして、杉並区様としてどのくらいの想定人数(相談者様・当事者様の人数)で考えていますでしょうか。	新規事業のため、想定件数はありませんが、現在ひきこもりの支援を行っているくらしのサポートステーションでのR5年度の実績は(2)年間開催回数24回、参加延べ人数140名(6)年間38回、各回10名程度となっています。
9	別紙1 業務内容説明書	2	6(2) 6(4) 6(5) 6(6)	上記4つの事業において既存事業として行われているものをご教示くださいませ。 例えば貴区の「くらしのサポートステーション・生活自立支援窓口」の中では自立相談支援事業や家計改善支援事業が現在あると拝見しましたが、それ以外にも行われている事業が上記4つの中にありましたら、参考にさせて頂きたくご教示くださいませ。	(2)居場所づくり事業と(6)地域における連携ネットワークの構築と多様な社会参加の場の提供をくらしのサポートステーションの事業の一環として行っています。
10	別紙3 提出書類一覧	1	見積書	企画提案用の提出書類の中にNo.3の見積書とありますが、こちらの内容の「人件費」や「事業費」は事業ごとの算出ではなく、纏めての算出でよろしいでしょうか。	事業ごとの算出ではなく、まとめた算出で結構です。
11	別紙1 業務内容説明書	1	6(1)ア	電話相談を受ける場所は、区内等指定はございますか。 (本部や各事業所で問題ないでしょうか)	指定はありません。

	該当資料	頁	項目	質問内容	回答
12	(該当資料なし)			本事業を受託するにあたって、杉並区に事務所を設ける必要はありますか。	必要はありません。
13	別紙1 業務内容説明書	1	6(1)	現時点で、相談件数など、係数で想定しているものはございますか。 ある場合はその数値をご教授ください。	新規事業のため、想定件数はありませんが、現在ひきこもりの支援を行っているくらしのサポートステーションでのR5年度の実績は相談者数172人、相談延べ件数1,445件となっています。今後も相談件数は増加していくと想定しております。
14	別紙1 業務内容説明書	1	6	実施要領の内容は、いわゆるひきこもり支援や必要といわれるものを網羅的に記載されていますが、受託者が受託する業務は、別紙1の「6 委託内容」に記載されている全業務を必ず、企画団体では網羅する必要はございますか。	「6 委託内容」に記載の事業は受託事業者で実施していただく必要があります。
15	別紙1 業務内容説明書	1	6	上記に関連し、他地域でも度々見られていますが、ひきこもり支援事業は、実際に有効に実施するためには多くの負担が伴うためか、予定していた事業を必ずしも実施できない、しないことが散見されています。本業務においても、やみ終えない事情があれば必ずしも実施しなくてもよい、という選択肢は現時点でございませうか。	「6 委託内容」に記載の事業は受託事業者で実施していただく必要があります。
16	別紙1 業務内容説明書	1	6(1)	「6 委託内容」の「(1) 相談支援事業」「ア 電話による相談」には、「実施日時」として「月曜日から金曜日の12時から20時(祝日・年末年始を除く)。」という記載は、この時間と曜日に指定、という認識でよろしいでしょうか。それとも、振替や日程の変更の可能性はございますでしょうか。 (土日しか相談できない方もいるなど)	電話による相談については、最低限、記載の時間に相談を受けることができる体制を作っていただく必要があります。その上で、他の時間・曜日に相談を受けることについては問題ありません。
17	別紙1 業務内容説明書	5	8(2)	別紙1の「8 業務の計画と報告等」の「(2) 業務報告、調査回答」「ア 定例報告」に「月次報告は翌月10日以内、年次報告は翌年度4月末日まで」という記載について、月次報告・年次報告にそれぞれ求められる報告の内容・分量等をご教示頂けますでしょうか。(できれば、書式をご開示頂きたい)	書式等はありません。報告事項については、相談件数、利用者人数、利用者内訳を基本として、区と協議して内容を決めます。他、国や都から報告を求められた場合にはその内容に応じて報告をしていただきます。

	該当資料	頁	項目	質問内容	回答
18	別紙1 業務内容説明書	5	8(2)	上記と同じく「8 業務の計画と報告等」の「(2) 業務報告、調査回答」「イ 統計作成報告等」に「例月もしくは随時…入力処理・データ通信、回答等を行うものとする」という記載について、具体的にはどのような頻度でどのような内容の作業が求められることになりそうですか、ご教示頂けますでしょうか。	(1)年間事業計画 年一回 (2)定例報告 ア 月一回、ただし年次報告は年一回 イ 定例報告のものについては毎月。また、国や都の求めに応じて随時。 内容につきましては相談件数、利用者人数、利用者内訳を基本として、事業開始前に区と協議により決定します。
19	別紙1 業務内容説明書	7	15	別紙1の「15 損害賠償責任」に「事前に所要の賠償責任保険に加入するものとする」という記載について、これは具体的にどのような内容の保険に加入すれば良いのか、ご指定はございますか。また、保険料・保険金等の金額面も含めて念頭にある数値がございましたら、ご教示頂けますか。	特段こちらから保険の種類や金額を指定はしておりません。ただし、故意又は過失により第三者に対して損害を与えた場合の賠償について十分に補償する内容のものとしします。
20	(該当資料なし)			貴区のひきこもり支援について、令和7年度からの本事業の位置づけと、令和6年度までの「ひきこもりの相談窓口」としての事業の位置づけをご教示ください。(令和7年度からは「ひきこもり地域支援センター」としての事業実施になる等)	令和6年度現在は生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関「くらしのサポートステーション」でひきこもりの相談を受けておりますが、令和7年度からはひきこもり地域支援センターとして前述の窓口とは別に事業を実施します。
21	(該当資料なし)			貴区では既にくらしのサポートセンターでひきこもり支援が実施されているかと思いますが、令和7年度からの相談窓口の変更点と、変更がある場合はその理由をご教示ください。	相談時にひきこもりにある自身の事情を説明することや自立を掲げるくらしのサポートステーションに相談する心理的ハードルの高さを解消し、当事者やその家族が相談しやすい体制を整えることを目的に専用相談窓口を設置します。
22	(該当資料なし)			本年度はくらしのサポートセンターでひきこもり支援と困窮者支援とあわせた一体的な窓口として実施されているのかと思いますが、令和7年度以降は窓口を分ける想定なのでしょうか、それとも一体的な窓口としながらも、2事業者が同居している状況を想定されているのでしょうか。	窓口を分けて実施します。ただし、社会とのつながりを回復していく中で、中間就労等の就労支援が必要になった場合は双方連携して支援していくことを想定しています。

	該当資料	頁	項目	質問内容	回答
23	(該当資料なし)			過年度、本年度の貴区ひきこもりの相談窓口について、業務遂行に関して設定された評価基準と、その達成状況、達成状況に対する貴区の評価を教えてください。	現在は「くらしのサポートステーション」でひきこもりの相談を受けておりますが、ひきこもり相談以外の生活困窮者自立支援法に関する事業も含む全体の履行評価で令和5年度は「優良」と評価しております。ひきこもり相談事業単独での評価はしておりません。評価基準は区の履行評価基準と毎年度契約時に協議する履行評価表に基づいて評価しております。詳細は公式ホームページでご覧になれます。
24	(該当資料なし)			貴区のひきこもりの相談窓口における現在までの成果(達成事項など)と来年度以降の課題(未達成事項など)についてご教示ください。	①自立相談支援機関を当区のひきこもり相談における窓口として明確化、②地域のニーズをはかるため民生委員、関係機関職員、区政モニター等へアンケート調査を実施、③ひきこもり支援に関する会議体の設置を現在までに達成しました。来年度以降は、専門の相談窓口をつくり東京都の支援ガイドラインに則った支援を行っていきます。
25	(該当資料なし)			本年度の貴区ひきこもりの相談窓口に関して、受託事業者と委託金額をご教示ください。	現在は事業化されておらず、自立相談支援機関「くらしのサポートステーション」が「将来的に生活困窮に陥るおそれがある者」としてひきこもりの相談支援を実施しています。くらしのサポートステーションの委託金額は他の生活困窮者自立支援法に基づく事業を含み57,693,733円となります。
26	(該当資料なし)			貴区のひきこもり相談窓口に関して、利用者からの事業に対する評価や要望等があればご教示ください。またそれに対する相談窓口の取り組みと、取り組みに対する貴区のご認識や評価をご教示ください。	現在は自立相談支援機関である「くらしのサポートステーション」がひきこもりの相談を受けておりますが、利用者や利用を検討している人からひきこもりにある自身の事情を説明することや自立を掲げるくらしのサポートステーションに相談する心理的ハードルがあるとご意見をいただいております。そのため、当事者やその家族が相談しやすい体制を整えることを目的に今回のひきこもり支援推進事業では専用相談窓口を設置します。

	該当資料	頁	項目	質問内容	回答
27	別紙1 業務内容説明書	1	4	<p>履行場所について、「杉並区(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)が協議により定めた場所」とございますが、貴区の施設を使用することは可能でしょうか。使用できる場合、住所や使用可能な場所の面積、使用可能な什器、光熱費やインターネット使用料等の有無と想定される金額についてご教示ください。</p>	<p>常設の事務所をご用意することは想定しておりません。ただし、(1)相談支援事業のうち「ウ 対面相談」、(2)居場所づくり事業、(4)ひきこりに関する普及啓発事業、(6)地域における連携ネットワークの構築と多様な社会参加の場の提供の実施において、一時的に区の行政施設を利用することは可能です(定員 34 名 74.7 m<sup>2</sup>1室、定員 40 名 92.0 m<sup>2</sup>1室、一体利用も可)。施設に付帯している設備や什器、光熱費については区でご用意しますが、付帯されていないものについては事業者側でご用意いただきます。</p>